



発行
東京都

条
例

目
次

14

- 東京都安心こども基金条例の一部を改正する条例 (福祉局) : 三
- 東京都福祉局関係手数料条例の一部を改正する条例 (同) : 三
- 東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (同) : 三
- 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (同) : 三
- 東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (同) : 三
- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (同) : 五
- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例 (同) : 三
- 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (同) : 一
- 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (同) : 二
- 東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例 (同) : 三
- 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (同) : 一

条
例
の
あ
ら
ま
し

○ 東京都福祉局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第四〇号）

- 一 子育て支援対策臨時特例交付金事業が令和六年度まで延長されることに伴い、基金の対象事業に係る規定を改めます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

○ 東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第四一号）

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第一六号）の施行による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四一年厚生省令第一九号）の改正に伴い、入所者が医療を必要とした際の連携協力に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

○ 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第四二号）

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第一六号）の施行による特別養護老人ホームの

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第一六号）の施行による特別養護老人ホームの

設備及び運営に関する基準（平成二一年厚生省令第四六号）の改正に伴い、入所者が医療を必要とした際の連携協力に係る規定を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第四三号）

一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第一六号）の施行による軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二〇年厚生労働省令第一〇七号）の改正に伴い、入所者が医療を必要とした際の連携協力に係る規定を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第四四号）

一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第一六号）の施行による指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二一年厚生省令第三七号）の改正に伴い、利用者が医療を必要とした際の連携協力に係る規定を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第四四号）

一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第一六号）の施行による指定居宅サービス等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成二一年厚生省令第四〇号）の改正に伴い、入所者が医療を必要とした際の連携協力に係る規定を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第四六号）

一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第一六号）の施行による指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成二一年厚生省令第三九号）の改正に伴い、入所者が医療を必要とした際の連携協力に係る規定を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第四七号）

一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第一六号）の施行による介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成二一年厚生省令第四〇号）の改正に伴い、入所者が医療を必要とした際の連携協力に係る規定を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第四五号）

一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第一六号）の施行による指定介護予防サービス等の事業の人員、施設及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を廃止する

一 指定介護療養型医療施設の廃止に伴い、条例を廃止します。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例（条例第四八号）

一 指定介護療養型医療施設の廃止に伴い、条例を廃止します。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

ための効果的な支援の方法に関する基準（平成二八年厚生労働省令第三五号）の改正に伴い、利用者が医療を必要とした際の連携協力に係る規定を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十九号）

一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第一六号）の施行による介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三〇年厚生労働省令第五号）の改正に伴い、入所者が医療を必要とした際の連携協力に係る規定を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

別表二の部カの項中「五万二千八百円」を「四万四千六百円」に改め、同部ツの款3の項第九号を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

条 例

東京都安心こども基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第三十九号

東京都安心こども基金条例の一部を改正する条例

東京都安心こども基金条例（平成二十一年東京都条例第二号）の一部を次のように改正する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都福祉局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第四十号

東京都福祉局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都福祉局関係手数料条例（令和五年東京都条例第六十七号）の一部を次のように

九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決め るよう努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該

入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該養護老人ホー

ムに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第二十九条第二項第三号中「身体的拘束等」を「第十七条第五項の規定による身体的拘束等」に改め、「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同項第四号及び第五号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和九年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「定めなければならない」とあるのは「定めるよう努めなければならない」とする。

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第四十二号

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改
正する条例

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都

条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書中「定める特別養護老人ホーム」の下に「等」を加える。

第十六条第五項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加える。

第二十三条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関(当該特別養護老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下同じ。)の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の二項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第二十六条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院(当該特別養護老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。)」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条

中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 特別養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成十年法律第百四十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同

条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第一種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、

当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。
 第三十条の二の次に次の二条を加える。
 （入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三十条の三 特別養護老人ホームは、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第三十二条第二項第三号中「身体的拘束等」を「第十六条第五項の規定による身体的拘束等」に改め、「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同項第四号及び第五号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第三十五条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第三十八条第七項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加える。

第四十八条第二項中「テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「」及び「」といふ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和九年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第二十条第一項（新条例第四十三条、第四十九条及び第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第二十六条第一項中「定めなければならない」とあるのは「定めるよう努めなければならない」とあるのは「定めるよう努めなければならない」とする。

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第三十条の三（新条例第四十三条、第四十九条及び第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三十条の三中「しなければならない」とあるのは「するよう努めなければならない」とする。

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第四十三号

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第一百四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加える。

第二十五条第一項中「いう。」の下に「以下この条及び」を加え、同条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たつては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第二十六条第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十四条第二項第三号中「身体的拘束等」を「第十八条第四項の規定による身体的拘束等」に改め、「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同項第四号及び第五号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第三十五条中「第一号」を「第二号」に改める。

第四十一条第一項中「、交付」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和七年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以下「新条例」という。)第二十六条第三項(新条例第四十条並びに附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

●東京都条例第四十四号

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十七条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 指定訪問介護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないこと。

三 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第三十三条第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四十一条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 第二十七条第三号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四十三条第二項ただし書及び第四十九条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第五十五条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

三 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第五十七条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第五十五条第三号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第六十条第二項ただし書及び第六十五条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第七十二条中第二号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

三 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第七十七条第二項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第七号中

「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

五 第七十二条第三号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十五条第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

三 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

四 前号の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

五 第八十五条第二項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、

第九十五条第二項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、

第二号の次に次の二号を加える。

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四

前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第九十五条第三項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 前号の身体的拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第九十六条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

二 第九十五条第一項第四号、同条第二項第四号及び同条第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第一百六条第二項第一号中「同一敷地内にある」を削る。

第一百六条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第九十五条第一項第四号、同条第二項第四号及び同条第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第一百六条第二項第一号中「同一敷地内にある」を削る。

第一百四十四条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第一百四十四条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 第百六条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第一百四十四条中「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改める。

三 第百六条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第一百四十四条中「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改める。

三 第百三十二条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第一百四十二条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 前号の身体的拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第一百四十二条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

三 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第一百四十四条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 第百四十二条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第一百四十二条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第一百五十五条第四項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第五項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第一百六十五条の次に次の二項を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第一百六十五条の二 指定短期入所生活介護事業者は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第一百六十六条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改めること。

第一百七十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第一百七十五条第七項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の二項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第一百八十三条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第一百八十九条第一項第二号を削り、同項第三号中「（前号）に該当するものを除く。」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第一百九十条第一項第二号を削り、同項第三号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「前項第三号及び第四号」を「前項第一号及び第三号」に、「前項」を「同項」に改める。

第一百九十二条中「診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾

患療養病棟（健康保険法等一部改正法附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。第二百四十九条において「令」という。）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいいう。以下同じ。）」を削る。

第一百九十四条第五項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第二百二条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二百三条中「及び第一百六十五条」を「、第一百六十五条及び第一百六十五条の二」に改める。

第二百六条第一項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「は、次の各号に掲げる当該事業」を「が当該事業」に、「の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない」を「の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有しなければならない」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第一百九十二条第一項に規定する設備」を「第一百九十二条第一項から第四項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め

め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有しなければならない。

一 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット（病室に限る。）にあつては次の基準を、その他の設備にあつては規則で定める基準を満たさなければならない。

イ 病室に限る。）にあつては次の基準を、その他の設備にあつては規則で定める基準を満たさなければならない。

イ 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

ハ 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、いただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

二 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有しなければならない。

一 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット（病室に限る。）にあつては次の基準を、その他の設備にあつては規則で定める基準を満たさなければならない。

イ 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

ハ 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、いただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

二 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 第二百八条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 第二百十条第七項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の二項を加える。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

9 第二百十八条第二項いたし書中「同一敷地内にある」を削る。

9 第二百二十七条第五項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加える。

10 第二百二十八条の次に次の二条を加える。

（口腔衛生の管理）

11 第二百二十八条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

12 第二百三十二条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たつては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第二百三十五条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二百三十六条第一項中「及び第一百五十九条」を「、第一百五十九条及び第一百六十五条の二」に改める。

第二百四十九条第一項中「令」を「介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)」に改める。

第一百五十条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第一百五十五条中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 指定福祉用具貸与の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は

身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二百五十五条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定福祉用具貸与の提供に当たつては、利用者が指定福祉用具貸与

は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行つた上で、利用者の当該選択に当たつて必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第二百五十六条第一項中「内容」の下に「、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期」を加え、同条第五項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に、「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たつては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第二百六十条第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第二百六十二条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百五十五条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第一百六十七条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百七十二条中第四号を第八号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

六 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二百七十二条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、

医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第二百七十三条に次の二項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第二百七十四条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百七十二条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第一百六十七条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百七十二条中第四号を第八号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

17 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、第三条第三項(第九十条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)、第三十九条の二(第九十七条において準用する場合に限る。)及び第九十二条の規定の適用については、第三条第三項及び第三十九条の二中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、第九十二条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)に」とする。

18 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、第十二条の二(第九十七条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、第十二条の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、

第六十五条、第七十二条、第七十七条、第八十五条から第八十七条まで、第九十五条及び第九十六条、第一百四十一条及び第一百四十二条並びに第一百四十四条の改正規定は、同年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和七年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定居

宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」とい
う。）第三十三条第三項（新条例第四十一条の三、第四十六条、第五十八条、第六十
二条、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第一百十二条、第一百十四条、第一百三十四
条、第一百四十五条、第一百六十七条（新条例第一百八十条において準用する場合を含
む。）、第一百八十条の三、第一百八十七条、第二百三条（新条例第二百十五条において
準用する場合を含む。）、第二百三十六条及び第二百四十七条において準用する場合
を含む。）及び第二百六十条第三項（新条例第二百六十四条及び第二百七十五条にお
いて準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3 施行日から令和七年三月三十一日までの間、新条例第一百五十五条第六項（新条例第
一百八十条の三及び第一百八十七条において準用する場合を含む。）、第二百七十五条第八
項、第二百九十四条第六項及び第二百十条第八項の規定の適用については、これらの規
定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とす
る。

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第一百六十五条の二（新条例第一百
八十一条、第一百八十二条の三、第一百八十七条、第二百三条（新条例第二百十五条において
準用する場合を含む。）及び第二百三十六条において準用する場合を含む。）の規定
の適用については、新条例第一百六十五条の二中「しなければならない」とあるのは
「するよう努めなければならない」とする。

5 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第二百二十八条の二の規定の適
用については、同条中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければ
ならない」とする。

ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正す
る条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第四十五号

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介
護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関
する条例の一部を改正する条例

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ
ービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成二十四年
東京都条例第百十二号）の一部を次のよう改正する。

第四十九条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第五十四条の三第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事
項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、
「同項」を「前項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載
しなければならない。

第五十五条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中
「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に
規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定
する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号
を加える。

二 第五十八条第四号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為
(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況
並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五十八条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二
号の次に次の二号を加える。

生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第六十条第二項ただし書及び第六十五条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第七十三条第二項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第七号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十六条第一項第八号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第七十六条第一項中第十一号を第十三号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げる、第六号の次に次の二号を加える。

七 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

八 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第九条第二項中「第十号」を「第十二号」に、「同項第十一号」を「同項第十三号」に改め、同条第三項中「第八号から第十一号まで」を「第八号、第十号から第十三号まで」に改める。

第八十三条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 第八十六条第一項第十号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十六条第一項第一号中「第二条」の下に「第一項」を、「担当職員」の下に「及び同条第二項に規定する介護支援専門員」を、「等をいう」の下に「。第二百五十条第三号及び第二百六十四条第三号において同じ」を加え、同項中第十二号を第十五号とし、第八号から第十一号までを三号ずつ繰り下げる、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

十 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第八十六条第一項中第六号を第七号とし、同項第五号中「第四号」を「第五号」に、「前三号」を「第二号から前号まで」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けている医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第八十六条第三項中「第十一号」を「第十四号」に、「第一項第十二号」を「第一項第十五号」に改める。

第九十二条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十五条第一項第四号、同条第二項第四号及び同条第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な

い理由の記録

第九十五条第一項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同項第三号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第九十五条第二項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わないこと。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第一百一十五条第一項第五号中「第四号」を「第五号」に、「前二号」を「第二号から前号まで」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第九十五条第三項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

四 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第一百一十五条第二項中「第九号」を「第十二号」に、「同項第十号」を「同項第十三号」に改める。

第五百三十三条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

五百三十七条第一項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第二項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同条に次の二項を加える。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

五百二十二条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 第百一十五条第一項第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第一百一十五条第一項第十号を第十三号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

三百三十九条第二項中「第二条」の下に「第一項」を、「担当職員」の下に「及び同条第二項に規定する介護支援専門員」を加える。

五百四十三条の次に次の二条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第一百四十二条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第一百四十二条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改めなければならない。

第一百四十二条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改めなければならない。

五百五十六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第一百六十七条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第一百七十三条第一項第二号を削り、同項第三号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とする。

第一百七十四条第一項第二号を削り、同項第三号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「前項第三号及び第四号」を「前項第二号及び第三号」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第一百七十六条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等一部改正法附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。第二百三十八条において「令」という。)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第一百七十八条第二項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同条に次の二

項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第一百八十二条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第一百八十二条第一項中「(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の)」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「は、次の各号に掲げる当該事業」を「が当該事業」に、「区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない」を「設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有しなければならない」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第二百六条第一項に規定する設備」を「第二百六条第一項から第四項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有しなければならない。

一 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニット(病室に限る。)にあつては次の基準を、その他の設備にあつては規則で定める基準を満たさなければならない。

イ 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

ハ 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、イた

だし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

ニ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有しなければならない。

一 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット（病室に限る。）にあつては次の基準を、その他の設備にあつては規則で定める基準を満たさなければならない。

イ 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

ハ 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、いただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する

基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有しなければならない。

第五百九十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第六百四十二条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百十一条の次に次の二項を加える。

（口腔衛生の管理）

第二百十一条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を

整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二百十二条第二項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加える。

第二百四十四条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関との他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合には、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第二百六十二条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同項第四号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め

二に改める。

第二百七十二条中「及び第二百三十九条の二」を「、第二百三十九条の二及び第二百四十条の二」に改める。

第一百二十八条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第一百三十三条第二項第二号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第八号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同項第九号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第一百三十四条中「及び第二百十一条」を「、第二百十一条及び第二百十二条」に改める。

第一百三十八条第一項中「令」を「介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)」に改める。

第一百三十九条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第一百四十六条第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「指定介護予防福祉用具貸与事業所」を「事業所」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第一百四十七条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 第二百五十七条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百五十条中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わな

いこと。

七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

三 法第八条の二第十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第一百五十二条第一項中「期間」の下に「、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期」を加え、同条第五項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(次項及び第七項において「及び」という。)」を削り、同項に次の二項を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第二百五十六条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

三 第二百六十二条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 第二百六十四条第八号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百六十四条中第五号を第九号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

加える。

六 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者

等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

七 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

八 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二百六十四条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な

情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第二百六十五条に次の二項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

附則に次の二項を加える。

14 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、第三条第三項（第八十八条

第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）の規定の適用

について、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とし、第九十条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「講じるよ

には「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関

する事項を除く。）に」とする。

15 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、第五十二条の二の二（第九

十三条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、第五十二条の二の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第六十五条、第七十三条、第七十六条、第八十三条、第八十六条（同条第一項第一号の改正規定を除く。）、第九十二条、第九十五条、第一百二十二条及び第一百二十五条の改正規定は、同年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和七年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第五十四条の三第三項（新条例第六十二条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百二十三条、第一百四十二条（新条例第一百五十九条において準用する場合を含む。）、第一百六十四条の三、第一百七十一条、第一百八十二条（新条例第一百九十六条において準用する場合を含む。）、第二百十七条及び第二百三十四条において準用する場合を含む。）及び第二百四十六条第三項（新条例第二百五十三条及び第二百六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3 施行日から令和七年三月三十一日までの間、新条例第一百三十七条第三項（新条例第一百五十九条、第一百六十四条の三及び第一百七十二条において準用する場合を含む。）及び第一百七十八条第三項（新条例第一百九十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第一百四十条の二（新条例第一百五

十九条、第一百六十四条の三、第一百七十二条、第一百八十二条（新条例第一百九十六条において準用する場合を含む。）及び第二百七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第一百四十条の二中「しなければならない」とあるのは、「するよう努めなければならない」とする。

5 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第二百十二条の二の規定の適用については、同条中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第四十六号

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

一部を改正する条例

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「定める指定介護老人福祉施設」の下に「等」を加える。

第六条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第八条第一項第四号中「その」を「緊急やむを得ない」に改める。

第二十条第五項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加える。

第二十七条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関（当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下同じ。）の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の二項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第三十一条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院（当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第三十二条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十八条の二の次に次の二項を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第三十八条の三 指定介護老人福祉施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上そ

の他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第四十一条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第三号中「身体的拘束等」を「第二十条第五項の規定による身体的拘束等」に改め、「並びに」を「の規定による」に改める。

第四十六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第四十七条第七項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和七年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」といいう。）第三十二条第三項（新条例第五十二条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第三十一条第一項（新条例第五

十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三十一条第一項中「定めなければならない」とあるのは「定めるよう努めなければならない」とする。

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第三十八条の三（新条例第五十

二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三十八条の三中「しなければならない」とあるのは「するよう努めなければならない」とする。

東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

●東京都条例第四十七号

東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加える。

第二十三条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に、「病院を」を「医療機関を」に改める。

第三十二条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 介護老人保健施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において

東京都知事 小池百合子

は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三十三条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十八条の二の次に次の二条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三十八条の三 介護老人保健施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第四十一条第二項第二号及び第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「身体的拘束等」を「第二十一条第五項による身体的拘束等」に改め、同項第五号から第七号までの規定中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同項第五号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第四十八条第七項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加える。

（施行期日）
附 則

1 この条例は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

2 施行日から令和七年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三十三条第三項（新条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第三十二条第一項（新条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三十二条第一項中「定めなければならない」とあるのは「定めるよう努めなければならない」とする。

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第三十八条の三（新条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三十八条の三中「しなければならない」とあるのは「するよう努めなければならない」とする。

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第四十八号

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

を廃止する条例

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十二年東京都条例第九十八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第四十九号

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（東京都条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加える。

第二十三条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に、「病院を」を「医療機関を」に改める。

第二十二条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 介護医療院は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第一種協定指定医療機関である場合においては、当該第一種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三十三条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十八条の二の次に次の二条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三十八条の三 介護医療院は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第四十一条第二項第二号及び第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「身体的拘束等」を「第二十一条第五項の規定による身体的拘束等」に改め、「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同項第五号から第七号までの規定中に規定する」を「の規定による」に改める。

第四十七条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第四十八条第七項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和七年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三十三条第三項（新条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第三十二条第一項(新条例第五

十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第三十二条

第一項中「定めなければならない」とあるのは「定めるよう努めなければならない」とする。

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第三十八条の三(新条例第五十

三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第三十八条の

三中「しなければならない」とあるのは「するよう努めなければならない」とする。

発行 東京
電話 ○三(五三三二)一一一(代) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
郵便番号 163-8001

定価 一本号
一箇月 六、六〇〇円 七〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社

電話 ○三(三八一二)五二〇一(代) 東京都文京区白山二丁目十三番七号
郵便番号 113-0001